

私立学校に関する主な届出・認可事項等（概要）

1.学校法人（準学校法人含む。以下同じ）の届出事項

※ここでいう学校法人とは富山県が認可した学校法人を指す。

届出	事項	提出時期（目安）
1 寄附行為変更届	寄附行為変更のうち、 ①設置する私立学校、課程又は学科の名称の変更 ②事務所の所在地の変更（所轄庁が変更となる場合を除く。） ③公告の方法に関する変更を行った場合。 ※①～③以外の寄附行為の変更については、認可申請が必要。	理事会決議後速やかに
2 役員変更届	役員（理事長・理事及び監事）の変更等を行った場合 （再任（重任）した場合も含む）。	理事会決議後速やかに ※理事長変更の場合は変更登記後
3 登記届	組合等登記令の規定により、学校法人の変更登記を行った場合。	変更登記後速やかに

2.学校法人の認可事項

認可	事項	提出時期（目安）
4 寄附行為変更認可申請	上記記載の届出事項以外の変更に係るもの （条項改正、課程の設置・廃止、設置者の変更、目的の変更、収益事業の開始・廃止等）	理事会決議後速やかに
5 学校法人の解散	法人を解散する場合	理事会決議後速やかに （要事前相談）
6 学校法人の合併	他の学校法人と合併する場合	
7 組織変更	個人やその他法人から（準）学校法人に変更する場合 準学校法人から学校法人に変更する場合	

3.私立学校の届出事項

※ここでいう私立学校とは富山県の認可を受けた私立学校を指す。

届出	事項	提出時期（目安）	
8 学則変更届	学校の学則を変更する場合 ※収容定員の変更については認可事項（専修学校を除く）	理事会決議後速やかに	
9 名称変更届	学校の名称を変更する場合		
10 位置変更届	学校の位置を変更する場合		
11 分校の設置（廃止）	分校を設置（廃止）する場合		
12 校地・校舎変更届	校地、校舎を取得（処分）した場合		
13 校地・校舎用途変更届	校地、校舎の用途を変更する場合		
14 授業停止届	課程・学科を休科する（募集停止）場合等		
15 校長採用・解職届	学校の校長を採用・解職した場合		校長を採用したとき

4.私立学校の認可事項

認可	事項	提出時期（目安）
16 学校廃止認可	学校を廃止する場合	理事会決議後速やかに （要事前相談）
17 設置者変更認可	設置者を変更する場合	
18 課程設置（廃止）認可	課程の設置（廃止）を行う場合	
19 目的変更認可	目的の変更を行う場合（専修学校のみ） ※認可申請書の添付書類に記載された目的の文言の変更のほか、目的に応じた分野の変更又は新設、廃止も含まれる	理事会決議後速やかに
20 収容定員に係る学則変更認可	収容定員に係る学則の変更を行う場合	

5.私立学校に関する各種証明等

申請	事項	証明書等発行までの事務処理期間（目安）
21 特定公益増進法人であることの証明	所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明を受けたい場合	申請書の收受後 10日間程度
22 非課税登記のための証明	登録免許税法第4条第2項に基づく別表第3に該当する土地、建物であることの証明を受けたい場合	
23 特別代理人選任申請	学校法人と理事との間の利益が相反する事項（売買契約等の法律行為）が生じる場合。	